

令和4年度

八代市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

八代市監査委員

八市監第179号
令和5年9月28日

八代市長 中村博生 様

八代市監査委員 江崎 眞 通
同 上原 治
同 谷川 登

令和4年度八代市財政健全化及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度八代市財政健全化比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行ったので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

八代市財政健全化及び経営健全化審査意見

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
5	健全化判断比率の状況	1
	(1) 実質赤字比率	2
	(2) 連結実質赤字比率	3
	(3) 実質公債費比率	4
	(4) 将来負担比率	6
6	資金不足比率の状況	8
	(1) 資金不足比率	8
	(2) 資金不足比率算定の基礎	9
7	審査意見	10

1 審査の対象

令和4年度決算（一般会計・特別会計）に基づく、健全化判断比率4指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年8月25日から9月27日まで

3 審査の方法

財政健全化及び経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が適正に作成されているかどうかを主眼に、決算諸表その他帳簿及び証拠書類との照合等を行う方法により審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して適正に作成されており、計数も正確であると認められた。

5 健全化判断比率の状況

令和4年度一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第5号に規定する早期健全化基準及び同条第6号に規定する財政再生基準は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	11.65	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	16.65	30.00
実 質 公 債 費 比 率	9.3	9.2	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	90.1	90.3	350.0	

※ 「—」は、赤字でないことを表す。

※ 地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めなければならない。（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条、第5条）

また、実質赤字比率、連結実質赤字比率又は実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定めなければならない。（同法第8条、第9条）

なお、「早期健全化基準」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条に、「財政再生基準」は、同令第8条に規定する数値である。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を判断する比率であり、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合で表す。

本市においては、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、診療所特別会計が対象である。

実質赤字比率の早期健全化基準は11.63%であるが、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、診療所特別会計の実質収支額は、いずれも黒字又は0であり、実質赤字比率はない。

$$\text{実質赤字比率} = \text{一般会計等の実質赤字額}^{\ast 1} / \text{標準財政規模}$$

※1 一般会計及び特別会計のうち一般会計に相当する会計における実質赤字額

$$\text{実質赤字の額}^{\ast 2} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

※2 実質赤字額は、歳入が歳出に不足したために、①翌年度の歳入を繰り上げることで赤字を実質上翌年度に繰越した場合（繰上充用）、②本来支払うべき債務を繰り延べた場合（支払繰延）、③本来行うべき事業を繰り越した場合（事業繰越）に発生するものである。

実質赤字比率

(単位：千円、%)

会計名		実質収支額		
		令和4年度	令和3年度	増減額
一般会計等	一般会計	1,532,366	1,528,859	3,507
	ケーブルテレビ事業特別会計	0	0	0
	診療所特別会計	0	0	0
	小計	0	0	0
実質赤字額		△ 1,532,366	△ 1,528,859	△ 3,507
標準財政規模		33,838,437	34,312,805	△ 474,368
実質赤字比率(%)		—	—	
算定式に基づく実質黒字・赤字比率(%)		△ 4.52	△ 4.45	△ 0.07

実質赤字額が黒字である場合、「△」で表示。

括弧書きの比率及びポイントは参考値であり、黒字の場合、比率は「△」で表示。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全会計（財産区特別会計を除く）の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を判断する比率であり、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合で表す。

連結実質赤字比率の早期健全化基準は16.63%であるが、対象となる一般会計をはじめとした全会計の実質収支額、資金不足・剰余額は黒字又は0となっており、実質赤字又は資金の不足額が生じていないため連結実質赤字比率はない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \text{連結実質赤字額}^{*3} / \text{標準財政規模}$$

※3：イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余金を生じた会計の資金の剰余金の合計額

(単位：千円、%)

会 計 名	実質収支額、資金不足・剰余額		
	令和4年度	令和3年度	増減額
一般会計	1,532,366	1,528,859	3,507
ケーブルテレビ事業特別会計	0	0	0
診療所特別会計	0	0	0
国民健康保険特別会計	722,376	690,342	32,034
後期高齢者医療特別会計	41,619	38,145	3,474
介護保険特別会計	1,769,894	1,209,306	560,588
農業集落排水処理施設事業特別会計	3,740	0	3,740
公共浄化槽等整備推進事業特別会計	0	0	0
水道事業会計	718,146	658,123	60,023
簡易水道事業会計	0	815	△ 815
下水道事業会計	474,498	624,734	△ 150,236
合 計	5,262,639	4,750,324	512,315
標準財政規模	33,838,437	34,312,805	△ 474,368
連結実質赤字比率 (%)	-	-	
算定式に基づく連結実質黒字・赤字比率 (%)	(△15.55)	(△13.84)	(△2.88)ポイント

法適用の水道事業会計・簡易水道事業会計・下水道事業会計の額の算出方法

(流動資産－翌年度繰越額＋貸倒引当金)－(流動負債－企業債－引当金等)により算出

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金の元利償還金及びこれに準ずる額（公営企業や一部事務組合の元利償還金に対する繰出金や負担金等）の大きさを指標化したもので、元利償還金等の標準財政規模に対する割合で表し、過去3か年の単年度の実質公債費比率を平均して算出する。

平成18年度から地方債の発行について、許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明性の観点から見直し、新たに導入されたものである。

3か年平均の実質公債費比率が18%以上の団体は、地方債協議制度の中にあっても「許可団体」とされ、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられるとともに、これを前提に地方債発行が許可される。

「早期健全化基準」である25%以上の団体は財政健全化計画の策定が義務付けられる。また、「財政再生基準」である35%以上の団体は財政再生計画の策定が義務付けられ、その「財政再生計画」を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債の発行が制限される。

本年度の実質公債費比率は9.3%で、前年度（9.2%）に比べ0.1ポイントの増加したものの、地方債の「許可団体」となる18%や、「早期健全化基準」となる25%、「財政再生基準」となる35%を下回っている。

単年度の実質公債費比率をみると、これまでの財政健全化に向けた取組の成果により年々減少傾向にあったが、本年度は9.8%で、前年度（9.0%）に比べ0.8ポイント上昇している。

これは、実質公債費比率の算式の分子が2,799,785千円で、前年度より172,864千円（6.6%）増加し、分母が28,608,264千円で、前年度より594,151千円（2.0%）の減少となったためである。分子については、主に公債費充当一般財源が前年度より261,179千円（4.2%）増加しており、分母については、主に標準財政規模において、それを構成する普通交付税額が、令和3年度に国の第一次補正予算に伴い増額されていたことの影響などにより474,368千円（1.4%）減少したことなどから、前年度に比べ594,151千円（2.0%）減少している。

なお、県内14市の令和3年度の実質公債費比率の平均は9.1%であり、令和3年度の類似団体の実質公債費比率の平均は7.9%となっている。

実質公債費比率

(単位：千円、%)

項 目	令和4年度	令和3年度	令和2年度
公債費充当一般財源 (ア)	6,501,625	6,240,446	6,115,388
準 元 利 償 還 金	満期一括償還地方債の元金償還金 (イ)	0	0
	公営企業債償還金の財源とする繰出金 (ウ)	1,260,515	1,298,251
	上水道会計	3,823	5,804
	病院事業会計	0	0
	簡易水道事業	73,603	65,383
	下水道事業会計(農集、浄化槽含む)	1,183,089	1,227,064
	介護保険事業会計	0	0
	一部事務組合の地方債元利償還金の財源とする負担金 (エ)	170,721	90,439
	広域行政事務組合	170,168	89,679
	生活環境事務組合	97	32
	氷川中学校一部事務組合	456	728
	その他一部事務組合	0	0
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの (オ)	97,097	108,147
	土地改良融資償還金	97,097	108,140
	利子補給に係るもの	0	7
	一時借入金利子 (カ)	0	28
	小 計	1,528,333	1,496,865
標準財政規模 (キ)	33,838,437	34,312,805	
基準財政需要額に算入される公債費 (ク)	5,230,173	5,110,390	
単年度実質公債費比率	9.78663	8.99556	
実質公債費比率	9.3		

$$\begin{aligned}
 \text{(単年度)} \\
 \text{実質公債費比率} &= \frac{\text{公債費充当一般財源} + \text{準元利償還金} - \text{基準財政需要額に算入される公債費}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額に算入される公債費}} \\
 &= \frac{\text{(ア)} + \text{(イ)} + \text{(ウ)} + \text{(エ)} + \text{(オ)} + \text{(カ)} - \text{(ク)}}{\text{(キ)} - \text{(ク)}}
 \end{aligned}$$

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率であり、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で表す。

将来負担比率の早期健全化基準である 350%以上の団体は「財政健全化計画」の策定を義務づけられる。

本年度の将来負担比率は 90.1%で、前年度（90.3%）に比べ 0.2 ポイント減少しており、「早期健全化基準」である 350%を下回っている。

これは、将来負担比率の算式の分子は 25,790,502 千円で、前年度より 597,190 千円（2.3%）減少し、分母は 28,608,264 千円で、前年度より 594,151 千円（2.0%）の減少となったためである。分子については、前年度に比べ、将来負担額のうち一般会計等地方債現在高が 1,694,933 千円（2.0%）、公営企業債等繰入見込額が 1,086,337 千円（6.8%）、充当可能財源のうち地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が 3,620,241 千円（4.9%）減少している。分母については、主に標準財政規模において、それを構成する普通交付税額が令和 3 年度に国の第一次補正予算に伴い増額されていたことの影響などにより 474,368 千円（1.4%）減少したことなどから、前年度に比べ 594,151 千円（2.0%）減少している。

なお、県内 14 市の、令和 3 年度の将来負担比率の平均は 26.6%となっている。

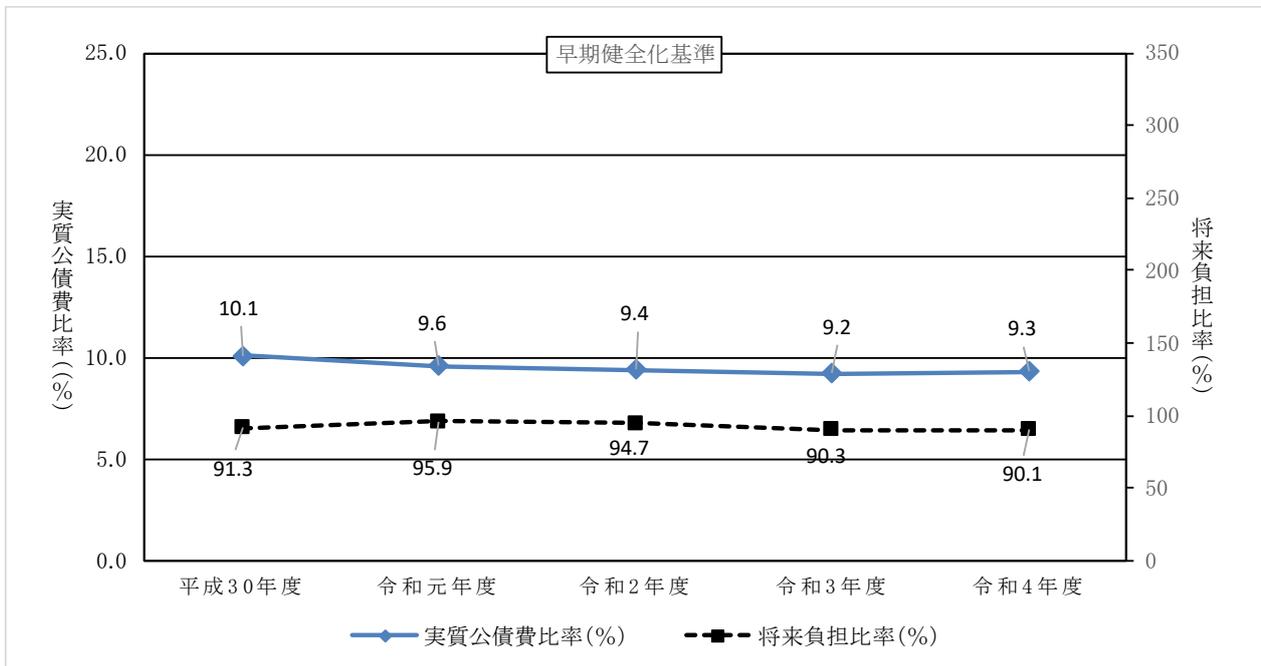
将来負担比率

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度 増減比
	令和4年度	令和3年度	増減額	
将来負担額 (A)	109,446,142	112,615,359	△ 3,169,217	△ 2.8
本年度末一般会計等地方債現在高	84,056,428	85,751,361	△ 1,694,933	△ 2.0
債務負担行為に基づく支出予定額	1,037,715	1,069,594	△ 31,879	△ 3.0
公営企業債等繰入見込額	14,985,163	16,071,500	△ 1,086,337	△ 6.8
一部事務組合負担金等見込額	697,054	792,221	△ 95,167	△ 12.0
退職手当負担見込額	8,669,782	8,930,683	△ 260,901	△ 2.9
設立法人の負担額等負担見込額	0	0	0	—
地方道路公社	0	0	0	—
土地開発公社	0	0	0	—
第三セクター等	0	0	0	—
連結実質赤字額	0	0	0	—
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	—
充当可能財源 (B)	83,655,640	86,227,667	△ 2,572,027	△ 3.0
充当可能基金	12,096,424	11,045,471	1,050,953	9.5
充当可能特定収入	538,195	540,934	△ 2,739	△ 0.5
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	71,021,021	74,641,262	△ 3,620,241	△ 4.9
標準財政規模 (C)	33,838,437	34,312,805	△ 474,368	△ 1.4
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)	5,230,173	5,110,390	119,783	2.3
(A) - (B) = (E)	25,790,502	26,387,692	△ 597,190	△ 2.3
(C) - (D) = (F)	28,608,264	29,202,415	△ 594,151	△ 2.0
将来負担比率 (E) / (F) × 100	90.1	90.3	/	/

将来負担比率 = $\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定収入} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$

実質公債費比率及び将来負担比率の推移



6 資金不足比率の状況

令和4年度事業会計に係る資金不足比率及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に規定する経営健全化基準は、次のとおりである。

(1) 資金不足比率

(単位：%)

区分	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
農業集落排水処理施設事業特別会計	—	—	20
公共浄化槽等整備推進事業特別会計	—	—	20

※「—」は、資金不足がないことを表す。

※地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めなければならない。(同法第23条、第24条)

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

本市における資金不足比率の対象となる会計は、法非適用企業である農業集落排水処理施設事業、公共浄化槽等整備推進事業の2会計である。2会計ともに実質収支額が0で、収支の均衡が図られていることから資金不足は発生していないため、資金不足比率はない。

しかしながら、いずれの会計においても、一般会計からの基準外繰入金によって資金不足が発生していないことに留意する必要がある。

(2) 資金不足比率算定の基礎

資金不足比率 = 資金不足額 / 事業の規模

- ・ 資金不足額 = 歳出額 + 建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高
 - (歳入額 - 翌年度に繰り越すべき財源) - 解消可能資金不足額
- ・ 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

(単位:千円、%)

項目 / 公営企業会計名		農業集落排水処理施設 事業会計	公共浄化槽等整備推進 事業会計
資金不足額	歳出額 ①	84,454	43,239
	建設改良費等以外の経費に 対する地方債の現在高 ②	0	0
	歳入額 ③	88,194	43,239
	翌年度へ繰り越すべき財源 ④	3,740	0
	解消可能資金不足額 ①+② > ③-④の場合に算入 ⑤	—	—
	資金不足額 (①+②)-(③-④)-⑤	0	0
事業の規模	営業収益に相当する収入の 額 ⑥	36,159	26,520
	受託工事収益に相当する収 入の額 ⑦	0	0
	事業の規模 ⑥-⑦	36,159	26,520
資金不足比率 (資金不足額/事業の規模)		—	—

7 審査意見

健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字が生じていないため該当数値はなく、実質公債費比率は9.3%で前年度(9.2%)に比べ0.1ポイント上昇し、将来負担比率は90.1%で前年度(90.3%)に比べ0.2ポイント改善している。

健全化判断比率については、いずれも法令で定められた早期健全化基準を下回っている。また、資金不足比率についても資金不足を生じていない。

これらの比率は、それぞれ一定の基準を超えた場合に、財政健全化へ向けた必要な措置が求められるものであるが、一定の基準を下回っていることをもって、財政の健全化が保証されているわけではない。

健全化判断比率のうち実質公債費比率については、県内の平均値(9.1%)を上回っており、今後、環境センター建設や新庁舎建設事業などに伴う多額の元利償還金が生じることや、令和2年7月豪雨による災害復旧事業における地方債の増加のほか、コンベンションセンター建設を含む新八代駅周辺の開発計画や新工業団地の整備計画もあることから、比率の推移に注意が必要である。

市民のニーズを踏まえ、財政の硬直化を招くことのないよう、より厳選された事業の実施に基づく市債の発行に努めるなど、地方債発行額の抑制、借入残高の減少に努め、中期財政計画に基づく健全な財政運営に努めていただきたい。